

令和3年12月10日
道路局高速道路課

令和3年度における年末年始の休日割引適用除外について

高速道路の休日割引については、社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会 中間答申（令和3年8月4日付け）（以下「中間答申」という。）において、繁忙期を中心に激しい渋滞が発生している状況や、観光需要を平準化する取組も進められている状況等を踏まえ、繁忙期等の交通の集中が見込まれる時期等においては、渋滞の激化を避けるため、休日割引を適用しないことについて検討する必要があるとされたところです。

中間答申に基づき、繁忙期等の交通の分散及び観光需要の平準化の観点から、休日割引の年末年始期間の適用について高速道路会社に検討を依頼した結果を踏まえ、令和4年1月1日から1月3日は適用しないこととします。

<休日割引の適用除外について>

●年末年始の休日割引適用日

	日	月	火	水	木	金	土
2021				1	2	3	4
12月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	

	日	月	火	水	木	金	土
2022							1
1月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					

×：適用除外日 ■：適用日

※他の割引について変更はありません。

別添：令和3年12月10日 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、宮城県道路公社 記者発表資料
（2022年1月1日～1月3日は休日割引が適用されません）

<問い合わせ先>

道路局 高速道路課 企画専門官 金森 滋（内線 38352）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8500 FAX：03-5253-1619

2022年1月1日～1月3日は休日割引が適用されません

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、宮城県道路公社では、国土交通省からの依頼を受け、2022年1月1日～1月3日は全国を対象として休日割引を適用しないこととしましたのでお知らせします。

これは、社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会の「中間答申（令和3年8月4日付け）」において、繁忙期を中心に激しい渋滞が発生している状況や、観光需要を平準化する取組も進められている状況を踏まえ、繁忙期等の交通の集中が見込まれる時期等においては、渋滞の激化を避けるため、休日割引を適用しないことについて検討する必要があるとされていることを受けた国土交通省からの依頼により実施するものです。

お客さまには、ご不便とご迷惑をおかけしますが、高速道路の渋滞対策にご協力いただきますよう、ご理解をお願いいたします。

<休日割引の適用除外について>

本来、休日割引の対象となる2022年1月1日～1月3日にご利用いただいた場合でも、休日割引を適用しないこととします。

●年末年始の休日割引適用日

	日	月	火	水	木	金	土
2021 12月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	
2022 1月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					

×：適用除外日 ■：適用日

※他の割引について変更はありません。

(参考) 休日割引について

①割引対象：

ETCシステムにより、土日祝日に地方部の高速道路・本四道路を通行する軽自動車等および普通車

②対象道路：

NEXCO 東日本：地方部の高速自動車国道および一般有料道路（一部を除く※）

NEXCO 中日本：地方部の高速自動車国道および一般有料道路（一部を除く※）

NEXCO 西日本：地方部の高速自動車国道および一般有料道路（一部を除く※）

(※) ただし、大都市部の高速自動車国道および以下の道路・区間は、休日割引の対象外です。

京葉道路、第三京浜道路、横浜新道、横浜横須賀道路、首都圏中央連絡自動車道（茅ヶ崎ジャンクションから久喜白岡ジャンクションまでの区間）、名古屋第二環状自動車道、京滋バイパス、第二京阪道路、第二神明道路、堺泉北道路、南阪奈道路、第二阪奈道路、沖縄自動車道

本四道路：神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道、西瀬戸自動車道

宮城県道路公社：三陸自動車道（仙台松島道路）

③割引率・割引適用後の料金例：

3割引（地方部）

※本四道路は、2014年3月までの休日終日割引後料金を上回る区間について、2014年3月までの休日終日割引後料金と同額（消費税10%の場合の料金）

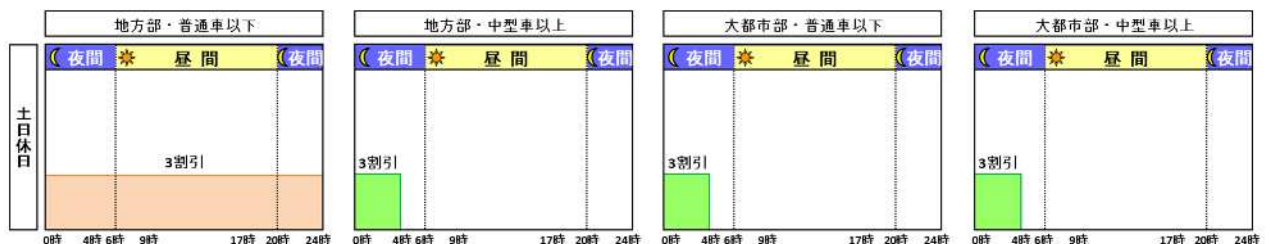
代表区間の料金(ETC・普通車の例)

区間	仙台宮城～松島海岸	練馬～渋川伊香保	東京～吹田	八王子～松本
休日割引	910円	2,590円	8,220円	3,180円
通常料金	1,300円	3,150円	10,840円	4,540円
区間	中国吹田～広島	太宰府～鹿児島	神戸西～鳴門	早島～坂出
休日割引	5,310円	4,280円	2,670円	1,990円
通常料金	7,250円	6,110円	3,340円	2,310円

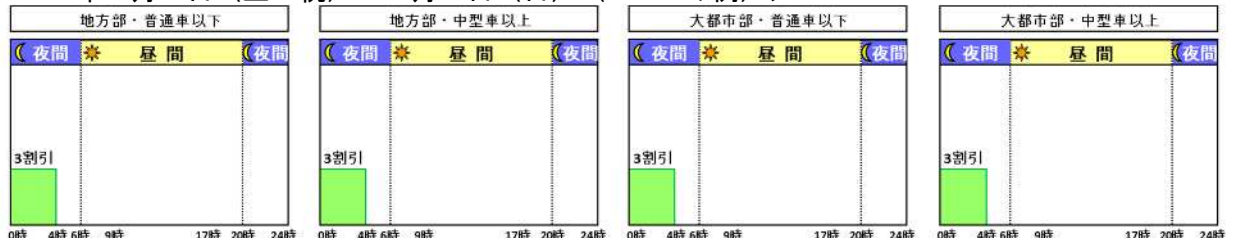
④割引条件：

- ・ETCで通行する軽自動車等および普通車
- ・土日祝日の0～24時の間に対象道路を通行（NEXCOから本四道路に連続して通行する場合は、本四道路の出口料金所を土日祝日の午前0時から翌午前1時までの間に通行するもの。）

<休日割引適用日の場合（NEXCOの例）>



<2022年1月1日（土・祝）～1月2日（日）（NEXCOの例）>



<2022年1月3日（月）（NEXCOの例）※通常の平日と同様>

